

みどり通信

第131号 2007. 6. 5

CONTENTS

● ひと言発言	P 1	● 損害保険	P 7
● 税務	P 3	● これからの研修	P 8
● 社会保険	P 4	● あとがき	P 8
● 生命保険	P 5	● 営業カレンダー	P 9
● 一倉 定 経営心得	P 6		



6／3に行われた加茂市陸上競技選手権大会
小学生から一般まで市内外から多くの参加がありました

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

6月

“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ（<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>）に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。
次の内容は、6月3、4日のホームページ掲載のものからです。

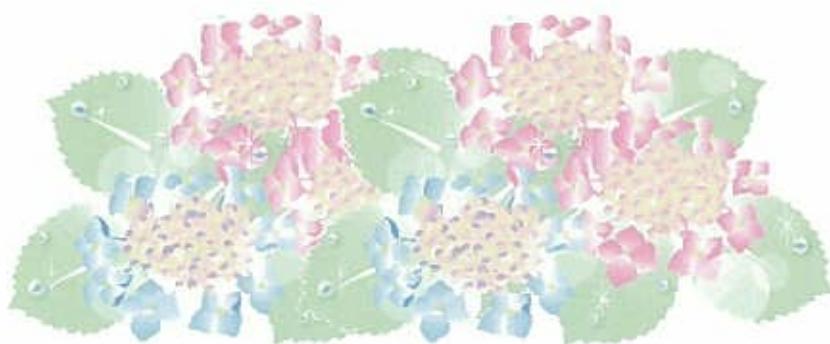
6月3日 『ネットで年金記録の確認を・・・』

国会論戦を通じてクローズアップされてきた年金記録「5000万件」の紛失問題。「まさか自分は…」と思っている人も少なくないようです。政府は受給者全員に注意を促す方針のようですが、社会保険庁の窓口には問い合わせの方が殺到し長いときには2時間待ちもあるとのこと。インターネットで調べる方法もあるそうですので社会保険庁のホームページにアクセスしましょう。

<http://www.sia.go.jp/sodan/nenkin/simulate/index.htm>

利用可能な年金加入記録の照会や年金見込額の試算には、4種類があると書かれています。その中の3番目を選択し、IDパスワードの発行申し込み後、後日郵送されてくるそのIDパスワードを画面に入力し自身の年金加入記録を紹介するという手順のようです。郵送されてくるまで2週間はかかるようですよ。早速、私自身もトライしてみようと思います。

それにしても、民間ではあり得ないだろうと思われる管理の疎さんさには、開いた口がふさがらないというものですね。



6月4日 『何を売るのか・・・』

今朝の日経流通新聞からです。

タクシードームの日本交通が業界で初めて、高級車の代名詞トヨタの「レクサスLS」をハイヤーとして昨年末導入したそうです。黒光りする車体や車内スペースの広さなどのほか、運転手の丁寧な接客も売り物だとか。

以下はその新聞記事の抜粋です。

「導入したのはレクサスの最高級セダン“LS460”6台で、5月に発売されたばかりのハイブリッド版“LS600hL”も近く1台を用意する計画だ。車両価格は“LS460”は約1000万円、“LS600hL”となると1400万円以上……客に気持ちよく乗車してもらいたいとの、車の整備には細心の注意を払っている。月に一度、白衣を着て白手袋をはめた社員が車を点検する。減点方式でチェックし、5段階で評価する……乗車する運転手もえりすぐりだ。客からの苦情が少なく、交通事故を起こした経験が無いという条件を備えた、勤務経験20年以上のベテラン運転手を選んだ。中には英会話が堪能で、外国人の乗客の対応にも慣れた運転手もいる…」

なんと料金は、通常のハイヤー料金と変わらないそうで、8時間で6万円前後だとか。導入からすでに半年経過しリピーター客も出始め予約が取りづらい状況だそうです。

価格競争ではなく、「独自商品」や「品質」、「サービス」で勝負することで社会から必要とされる企業でなければ生き残りはむずかしい時代です。自社の「売り」を今一度確認するのも大事では・・・。

それにもかかわらず我が加茂市にも、こんな車やサービスを提供するタクシー会社があつたらいいなあと思った次第です。市内でも1台ぐらいであれば採算ベースに乗るので無いでしょうか。ちょっとした旅行を5~6人程度で貸し切りの最高級ワゴン車に乗っていくなんて最高な思い出ができるのでは！！

税理士 山口昇

税務

先月号で印紙税の軽減措置の延長をお知らせしましたが、印紙税についてその後何点かお問い合わせをいただきましたので、ご紹介させていただきます。

【収入印紙を誤ってはったときは】

軽減税率が適用される契約書に、軽減税率による金額を超えて収入印紙をはってしまった場合のように、印紙税として定められた金額以上の収入印紙をはって納付してしまった場合、又は印紙税が課税されない文書に収入印紙をはって納付してしまった場合は、その文書を税務署に提示して、還付請求の手続きを行えば、誤って納付した印紙税額の還付を受けることができます。

【過怠税について】

印紙税の納付は、通常、作成した文書に印紙を「はり付ける」ことにより、納付をしますが、この「はり付け」による納付の方法によって、印紙税を納付することとなる課税文書の作成者が、その納付すべき印紙税を課税文書の作成の時までに納付しなかった場合には、その納付しなかった印紙税の額とその2倍に相当する金額との合計額、すなわち当初、納付すべき、印紙税の額の3倍に相当する過怠税が徴収されることになります。ただし、調査を受ける前に、自主的に不納付を申し出たときは1.1倍になります。

また、「はり付けた」印紙を所定の方法によって消印しなかった場合には、消印されていない印紙の額面に相当する金額の過怠税が徴収されることになりますのでご注意ください。

※ いよいよ今月から、住民税が変わります！

テレビや新聞でも報道されていますが、国から地方への税源移譲の税制改正の影響により、今年の1月分から所得税の源泉徴収税額が減り、6月より徴収・納付する住民税が増えます。給与から徴収される方は明細が同封されると思いますし、個人で納める方へは納税通知書に明細が同封されます(新潟市は12日火曜日、加茂市は15日金曜日発送予定)。

<算定基礎届>

●算定基礎届とは

被保険者が実際に受ける報酬と、すでに決定されている標準報酬月額がかけはなれないように毎年1回、原則として7月1日現在の被保険者全員について、4月・5月・6月に受けた報酬の届出を行い、9月以降の標準報酬月額を決定します。

この決定を「定時決定」といい、定時決定を行うために提出する届出を「算定基礎届」といいます。

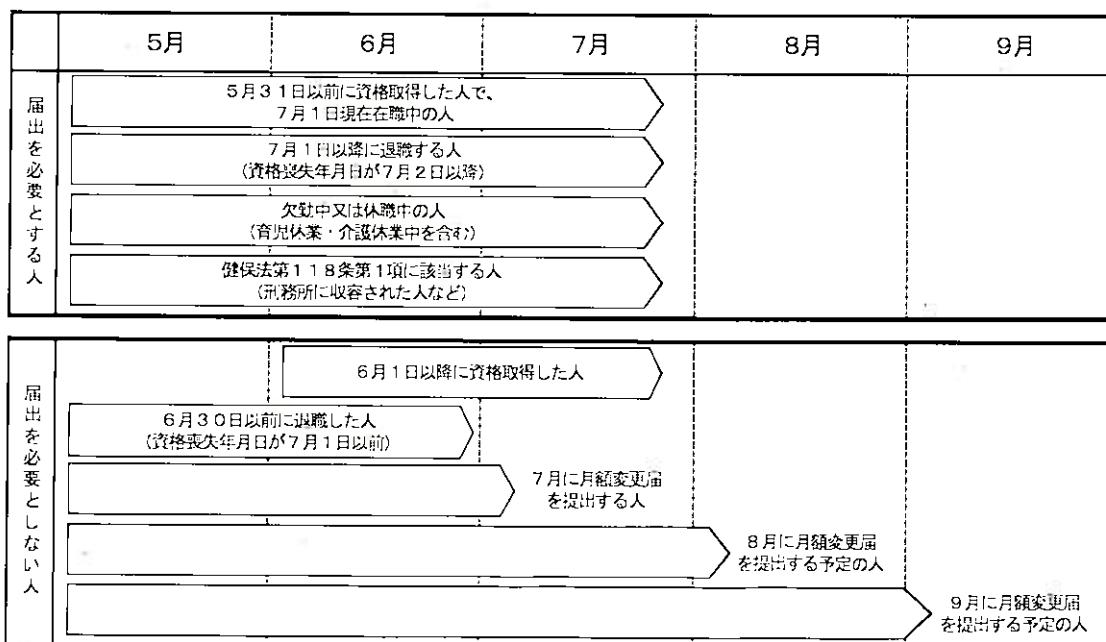
(1) 対象となる人

7月1日現在の被保険者全員

(2) 対象から除かれる人

- ① 6月1日以降の資格取得者
- ② 4月に昇給などによる固定的賃金の変動や賃金（給与）体系の変更により、7月に標準報酬月額が随時改定される人
- ③ 5月または6月に昇給などによる固定的賃金（給与）体系の変更により、8月または9月に標準報酬月額が随時改定される人

※8月または9月になって、実際に支払いを受けた報酬を計算したところ、
随時改定に該当しない場合は、その時点で算定基礎届の提出が必要となります。



●報酬の支払基礎日数の変更

健康保険法・厚生年金保険法の改正に伴い、平成18年7月より報酬の支払基礎日数がこれまでの20日から17日に変更されます。よって、平成18年度の定時決定より、4月、5月、6月の報酬の支払基礎日数が17日移譲ある月分の報酬の平均が用いられ、17日未満の月がある場合には、その月を除いて標準報酬月額が決定されることになります。

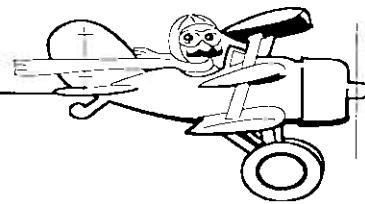
詳しくは社会保険庁のホームページ
(<http://www.sia.go.jp/>) をご覧ください。



経営者のための生命保険講座 第 103回

今回のテーマ

企業のリスク対策

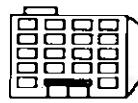


生命保険には、企業の抱える問題に適切に対処できる保険商品があります。
今回は、リスクに合わせた生命保険の実用例をご紹介いたします。

リスク区分	準備すべき資金	おすすめプラン(例)
死亡	死亡退職金	<ul style="list-style-type: none"> ◆定期保険 <ul style="list-style-type: none"> ・今必要な保障を、できるだけ少ない負担でご加入いただけます。 ◆無解約返戻金型定期保険 <ul style="list-style-type: none"> ・保険期間を通じて解約返戻金を無くしたことにより、同じ保険期間・保険金額であれば通常の定期保険よりも保険料が割安です。 ◆収入保障保険 <ul style="list-style-type: none"> ・債務返済期間中、経営者が万一の際、返済資金をカバーします。
退職	退職慰労金 退職一時金	<ul style="list-style-type: none"> ◆終身保険 <ul style="list-style-type: none"> ・途中の解約返戻金を利用して生存退職金を準備することができます。 ◆養老保険 <ul style="list-style-type: none"> ・退職時期を満期にあわせることによって、満期保険金を生存退職金として利用することができます。 ◆長期平準定期保険 <ul style="list-style-type: none"> ・途中の解約返戻金を利用して生存退職金を準備することができます。 ・保険料の1/2を損金とすることができます。
入院	固定費補填資金 傷病見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ◆医療保険 <ul style="list-style-type: none"> ・業務上・業務外を問わず、入院を保障します。 ①経営者の入院給付金を固定費の支払へ充当することができます。 ②従業員の見舞金の原資を確保することができます。

契約形態

契約者・受取人



法人

被保険者



役員・従業員

上記は一例です。企業のニーズにあった保険商品ラインナップをご用意しています。
具体的なご相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

担当: 西丸保幸

一倉定の経営心得シリーズ

その八十

自分の性格に合わない事業には、手を出さないほうが無難である。

新事業といつても業態が大きく違つたり、技術的に未知なものにいきなり飛び込んだり、社長の性格に合わなかつたりすると、どうもうまくいかないケースが多い。

人間というものは、急に大きな意識革命をしようとしても、なかなか一気にできない動物らしい。過去の経験や考え方が障害になつてしまふのである。性格も急には変えるわけにいかない。

とするならば、そのような大きな意識改革をするものや性格に合わない事業には手を出さないほうが無難である。何も自ら苦手の分野に乗りこんで苦労することはない。自らの企業の特質を生かす事業、自らの性格に合つた事業を見つけるべきである。

火災保険

保険金の設定

◆◇◆◇◆全部保険になるよう保険金を設定しましょう◆◇◆◇◆◇

<一部保険、全部保険、超過保険の具体例>

■評価額 建物の評価額が2,000万円の場合

■損害額 建物が火災（ボヤ）にあい500万円の損害が発生

■保険金額

①1,000万円の住宅総合保険に加入（一部保険）

「比例払い」となり保険金支払額は損害額より少なくなります。

このケースでは、損害保険金は312.5万円となります。

$$\begin{array}{rcl} & 1,000 \text{ 万円} & (\text{保険金額}) \\ \hline 500 \text{ 万円} \times & & \\ (\text{損害額}) & 2,000 \text{ 万円} \times 80 \% & \text{※} \\ & (\text{実際の価額}) & \end{array}$$

※住宅総合保険の場合、支払われる保険金は実際の価額の80%相当額に対する保険金額の割合により損害額を削減した額となります。

②2,000万円の住宅総合保険に加入（全部保険）

損害額全額が保険金として支払われます。

このケースでは、損害保険金は500万円となります。



③3,000万円の住宅総合保険に加入（超過保険）

損害額全額が保険金として支払われます。

このケースでは、損害保険金額は500万円となります。

ただし、全焼しても損害額以上には支払われませんので、実際のものの価額を超過した保険金額部分は無効になります。

ご注意ください!!

- 土地代は保険の目的に含めることができません。（購入価額から土地代を差し引きます。）
- 他の保険契約や共済契約がある場合、合算して全部保険になるよう保険金額を設定します。
- 地震の保険金額は、主契約で定めた保険金額の30～50%の範囲で任意に決めていただきます。ただし、限度額は建物5,000万円、家財1,000万円です。

これからのお研修

社長夫人革新講座	第1講	加茂市産業センター	6月11日（月）10:30～16:30
社長夫人革新講座	第2講	加茂市産業センター	6月12日（火）10:30～16:30
社長夫人革新講座	第3講	加茂市産業センター	7月6日（金）10:30～16:30
社長夫人革新講座	第4講	加茂市産業センター	7月7日（土）10:30～16:30
社長夫人革新講座	第5講	加茂市産業センター	8月9日（木）10:30～16:30
社長夫人革新講座	第6講	加茂市産業センター	8月10日（金）10:30～16:30
原点の会		三条商工会議所	7月3日（火）9:00～12:00



あとがき

新緑が映える季節となりました。

先日、日曜日に地区の運動会があり、久しぶりに近所の方々との交流を深めて参りました。年1回しかない地区的行事だけに、大変盛りあがり、15チーム中2位という好成績で終了することができました。地区の人たちとは普段あまり交流がないので、こういう行事等は率先して参加するようにしています。また今年も一年よろしくお願ひします、という気持ちを込め、頑張って走り、汗を流し、ピールをついできました。

仕事もプライベートも全力で進んでいきたいと思います。

星野千香子

◆◆ 山口会計営業カレンダー ◆◆

赤は山口会計の休業日

6月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30



7月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

関与先企業さまへお知らせ

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp